

家庭裁判所は相続開始後の賃料について 審判権限を有するか

佐藤 崇文

1. 遺産は、通常、共同相続人の協議で分割される。協議の成立しない時あるいは協議できない時は家庭裁判所が分割する（民法907条2項）。これを受けて、家事審判法9条1項は、「家庭裁判所は、次に掲げる事項について審判を行う。」と定め、乙類10号に「民法第907条第2項及び第3項の規定による遺産の分割に関する処分」を掲げる。乙類10号の『遺産』とは、民法907条2項、906条及び909条の『遺産』と同義であり、被相続人が生前有していた物ないし権利であって、被相続人の死亡と同時に相続人に承継されるべき物ないし権利をいう（民法882条及び896条）。
2. たとえば、次の事例を想定してみる。「Aがその所有するビル全体をBに対し賃料月額150万円で賃貸していたが、Aは死亡して、Aの子である長男C、次男D、長女Eの3名がAを共同相続して、従前どおりA名義の口座に数ヶ月分の賃料が振り込まれており、同居していた長女Eが通帳及び銀行印を保管している。長女Eは長年Aの療養看護に努めて財産の維持に特別の寄与をしたと主張して、ビルの遺産分割審判の申立（民法907条2項）及び寄与分を定める審判の申立（民法904条の2第2項）をした。」という事例である。この場合ビルのみならず、賃料も遺産分割審判の対象とできるかどうかについて従来から議論がある。

相続開始後の賃料を遺産と同視すれば、審判できることになるが、し

かし遺産と同視するには理論的に問題があるし、また遺産と同視すると法定果実全部を審判の対象としなければならなくなり実際的でない。

逆に相続開始後の法定果実は遺産に属さないのだから審判できないとする立場があるが、「遺産から生じた物なのになぜ審判してくれないのか、別に訴訟で解決しろというのは負担である。」との相続人の声を無視することになり、妥当でないだろう。

あるいは遺産分割で最終的に元物の帰属者が決まれば、民法 87 条 2 項「従物は、主物の処分に従う」及び民法 909 条本文「遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる」の規定により当該主物の帰属者が相続開始時にさかのぼって従物を取得するので、あえて相続開始後の賃料を分割する必要はないとの立場もある。だが遺産分割審判まで長期間を要することもあり、その間不安定となる。またこの立場は最高裁判所平成 17 年 9 月 8 日付判決（裁判所時報 1395 号 4～5 頁。尾島茂樹の TKC 速報重要判例解説「相続開始後遺産分割までに共同相続不動産から生じた賃料債権の帰属」1～8 頁、NBL819 号 2005 年 10 月 15 日の 4～5 頁の高橋 眞解説）の「遺産は、相続人が数人あるときは、相続開始から遺産分割までの間、共同相続人の共有に属するものであるから、この間に遺産である賃貸不動産を使用管理した結果生ずる金銭債権たる賃料債権は、遺産とは別個の財産というべきであって、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得するものと解するのが相当である。遺産分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずるものであるが、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得した上記賃料債権の帰属は、後にされた遺産分割の影響を受けないものというべきである」との判旨に照らしても、採用できない（下線部分は筆者による。以下同じ）。

3. そこで折衷説として、(イ) 法定果実の発生原因、種類、態様、時期、算定の難易等を考慮して審判の対象とするかどうかを決める、あるいは

(ロ) 共同相続人全員の同意があれば審判の対象とする、という二つの立場がある。(イ) 説によれば、さまざまな法定果実についてその都度審判の対象となるかどうかを客観的に決めなければならず、結局立証の可能性や共同相続人の意向を考慮しながら決めざるをえないのではない。すると(ロ) 説にある程度近づこう。(ロ) 説は、共同相続人全員の同意を必要とする点で簡明であり、また訴権の保障の観点からも妥当である。

(ロ) 説に対しては相続人の一人でも反対すると審判できないので不都合であるとの批判があるが、反対する者は果実を事実上受取・管理してきた相続人であることが多く、その相続人の協力が得られなければ、金額、管理費などは明らかにならないのであるから、その場合はあっさり対審公開の訴訟手続に抛るのが良い。したがって(ロ) 説の立場が相当と考えられる。

4. 家庭裁判所がこれまでどのような立場に立っていたかについては、林醇判事「相続開始後、遺産から生じた果実を遺産分割の対象とすることの可否」(家裁月報37巻3号111～121頁)、久貴忠彦「相続開始後に遺産から生じた果実・収益と遺産分割」(『家事審判事件の研究(2)』の104～130頁、昭和63年9月20日一粒社発行)、高木多喜男「遺産より生ずる果実と遺産分割」(『遺産分割の法理』の23～57頁、1992年3月15日有斐閣発行)、松原正明判事「遺産分割の対象となる財産の範囲と限界」(『講座・現代家族法第5巻』47～80頁、1992年6月20日日本評論社発行)、松原正明判事「全訂 判例先例 相続法Ⅱ」(平成18年1月10日日本加除出版発行)283～295頁に詳しく述べられているとおり、家庭裁判所の審判は区々であったが、昭和50年代から(ロ) 説が有力ないし主流となっていると言える。

たとえば、東京高裁昭和56年5月18日付決定は、「遺産は、民法上特別の規定がない限り相続開始時に被相続人に帰属していた財産のみに

限られるのは当然であり、遺産の果実である家賃収入が遺産に属しないことは、いうをまたないところであるから、これを遺産とは別個の財産として、共同相続人らの遺産に対する共有持分の割合に従い右の相続人らに帰属せしむべきものとし、共同相続人間の合意がない限り、右の家賃収入を遺産とあわせて分割することはできない趣旨を判示した原審判は相当である。」と判示している（家裁月報 35 巻 4 号 55 ～ 79 頁の 57 頁。家判百選 5 版 180 ～ 181 頁の山名 学判事の解説参照）。

そして東京高裁昭和 63 年 1 月 14 日付決定は、「相続財産から生じる家賃は、相続財産そのものではなく、・ ・ 相続財産とは別個の共有財産であり、その分割ないし清算は、原則的に民事訴訟手続によるべきである。但し、・ ・ 遺産分割手続において相続財産と同時に分割することによって、別途民事訴訟手続によるまでもなく簡便に権利の実現が得られるなどの合理性があることを考慮すると、相続財産と一括して分割の対象とする限り、例外的に遺産分割の対象とすることも許容されると解すべきである。この場合、当事者の訴権を保障する観点から、相続開始後遺産分割までの間の家賃を遺産分割の対象とするには、当事者間にその旨の合意が存在することが必要であると解するのが相当である。」（家裁月報 40 巻 5 号 142 ～ 158 頁の 143 頁）と判示した上、更に当事者の意思を釈明した上、審判をすべきでありとして家庭裁判所に差し戻した。

また法定果実を除外して分割をした原審判は不当でない理由として、東京高裁昭和 63 年 5 月 11 日付決定は「共同相続人間に合意が存する限り、遺産の法定果実を遺産分割の対象の中に含ましめたうえ、遺産分割の審判をするのも、違法であるとまで断定することはできないが、これはあくまでも便宜的な方法であるにすぎない。本件の場合においては、抗告人主張の法定果実を遺産に含ましめることについて、当事者間に合意が存しなかったのであるから、いずれにしても、原審判が右法定果実を遺産に含めないで審判をしたことに違法な点はない。」（判例タイムズ

681号187～190頁の188頁)と述べている。

以上のとおり、家庭裁判所の実務では、共同相続人全員の同意があれば、相続開始後の賃料を審判の対象とできるとの(ロ)説が主流となっていると考えてよい。

5. 先程の事例において長女Eに寄与分があれば、寄与分を除いた残りの財産(民法904条の2第1項)についてC、D及びEが共同相続するので、寄与分の割合をいくりにするか、またビルを売却して代金を分配する換価分割の方法を取るのか、あるいは誰かがビルを取得して他の相続人は代償金を受け取る代償分割にするかなどが審判において大きな問題となるが、(ロ)説によれば、C、D及びE3名全員の同意があれば、ビルの分割と寄与分についてのみならず賃料についても審判することができる。

では、遺産でない賃料に対し家庭裁判所が審判権限を有する根拠は何か。この点について真正面から説明したものは少ない。たとえば、(ロ)説を採用される松原正明判事は、「この合意の法的性質を考えると、代償財産において前述したように、遺産に属さない財産を遺産分割の対象とするという意味で、当該財産を遺産手続によって相続人間に分配することを選択すると旨の合意すなわち手続選択の合意と解すべきではなかろうか。」と説明されておられる。たしかに合意の意味をどのように解するかは重要な問題であるが、しかし合意の有る無しを問わず、そもそも審判権限が有るのかと問われた場合、どう答えるべきであろうか。

私は、家庭裁判所の権限の観点から次のように説明することを提案したい。家事審判法9条1項乙類10号によれば、家庭裁判所は遺産について分割権限を有する。これは本来の権限である。しかし果実のように遺産と密接な関係を有する物ないし権利に対しては付随的な権限として審判することができるのである。付随的権限であるので、遺産分割審判事件の存在することを要する。つまり、果実に対するこの付随

46- 家庭裁判所は相続開始後の賃料について審判権限を有するか（佐藤）

的審判権限は、（１）遺産分割審判事件の存在と、（２）共同相続人全員の同意、という二つの要件を満たす場合に行使しうると解するのである。共同相続人全員の同意は、公開対審の裁判を受ける権利（憲法 32 条、82 条）を放棄させる効果を有するので、必要であると考え。同意は必ずしも明示でなく黙示でも良いが、公開対審の裁判を受ける権利の放棄という効果から考えて、できるだけ明示の合意を得て、その旨を調書に記載することが望ましい。裁判官から C、D 及び E に対し十分説明した後、「特に異議がありませんか。」と問い、異議が無ければ、その旨を調書に記載するのが良からう。

なお、相続開始後の賃料は寄与分による減額の対象とならないのであるから、説明の際留意すべきは、「ビルの分割及び寄与分と一緒に、本件賃料についても審判することに合意しますか」と尋ねた場合、この点について誤解の無いようにすることである。あるいはもしかして寄与分による減額対象となることまでを全員が希望している場合もあるかもしれないので、その場合合意の趣旨を明確にして進めるべきである。

6. 相続開始後の賃料を審判の対象となしうるかについては、実務の渦中で苦勞されている裁判官を中心にほとんど議論の出尽くした感があり、特に筆者の付け加えるべきものは無い。ただ一言、遺産でない物ないし権利に対しなぜ審判権限が生じるのか、合意があれば訴訟事項が非訟事項になるのかという鋭い批判に対し、付随的権限として可能であろうとの説明を提案したにすぎない。今後の議論のたたき台に少しでもなればと期待するが、それほど頑丈な耐震理論ではないので、余り叩いたり揺さぶったりしないように願いたい。

なお、すべての文献にあたることはできなかったので、引用しなかった重要論文も相当数あるが、ご容赦願いたい。本文に引用した文献および下記の文献を逐一チェックするだけでも大変な作業であり、脱稿後、こんなことな

ら準備書面を書く方がはるかに楽であると思った。

本文中の引用文献と下記文献の年月日は筆者が実際に参照してチェックした本の発行年月日であり、必ずしも初版ないし初出を意味しない。最後に広島家庭裁判所の資料室の皆様には大変お世話になりました。

- (1) 岡垣学・田中弘両判事「遺産分割をめぐる若干の問題」判例タイムズ 141号 (1963) 34～44頁の39頁及び40頁
- (2) 日野原 昌判事「遺産の管理費・収益」(判例タイムズ 156号『遺産分割に関する諸問題 (17)』札幌身分法研究会 447～454頁)。判例タイムズ 142号 57頁として引用されている場合もある。
- (3) 橋 勝治判事「相続開始後の遺産の変動と遺産分割」新・実務民事訴訟法講座 8 (1981年12月30日日本評論社発行) 187～201頁の194～199頁
- (4) 判例時報 1357号 (平成2年10月21日発行) 所収の島田充子判事「遺産分割事件の処理について—東京家庭裁判所(本庁)における遺産分割の実情を中心として」3～11頁の7頁
- (5) 田中壯太判事他「遺産分割事件の処理をめぐる諸問題」(平成11年11月20日法曹会発行)の59～60頁, 221～222頁及び251頁。平成3年度司法研究第45輯第1号を所収したものである
- (6) 判例タイムズ 1100号「家事関係裁判例と実務 245題」(2002年11月10日発行) 340～341頁の松原正明「遺産からの果実・収益」論文
- (7) 東京家庭裁判所家事第5部編「遺産分割事件処理の実情と課題」(判例タイムズ 1137号, 2004年2月10日発行)の97～98頁。
- (8) 「新版注釈民法 (27)」(平成10年1月30日有斐閣発行)の374～376頁 (伊藤昌司執筆)
- (9) 「基本法コンメンタル第4版 相続」(2003年5月30日日本評論社発行) 108～109頁の松川正毅解説
- (10) 埼玉弁護士会編「共有をめぐる法律と実務」(平成14年1月30日)

48- 家庭裁判所は相続開始後の賃料について審判権限を有するか（佐藤）

ようせい発行) の 83 ~ 85 頁

(11) 内田貴「民法Ⅳ補訂版 親族・相続」(2004年5月25日東京大学出版会) 419 ~ 421 頁

以上